

飛鳥宮跡活用検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十四号

飛鳥宮跡活用検討委員会規則の一部を改正する規則

飛鳥宮跡活用検討委員会規則（平成二十八年九月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課」を「文化・教育・くらし創造部文化財保存課及び県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。